第３部　障害福祉計画

第１章　第２期計画期間におけるサービスの利用状況

１　障害程度区分の認定及びサービス支給決定の状況

（１）障害程度区分の認定状況

障害程度区分とは、市がサービスの種類や量などを決定するための判断材料として､障害福祉サービスの支給決定手続きの透明性･公平性を確保するため、障害者自立支援法により、障害のある人の心身の状態を総合的に区分するために設けられました。

平成 23 年 10 月現在で、108 人が認定を受けており、その内訳は身体障害者 43 人、知的障害者 54 人、精神障害者 11 人となっています。

区分別に見ると、区分４が 27 人と最も多く、次いで区分３及び区分５（25 人)、区分６(20 人)と、介護の必要性の高い重度認定者が多くなっています。

図表-1 障害程度区分の認定状況（平成 23 年 10 月現在）　【単位：人】

	全　体	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
全　　体	108	3	8	25	27	25	20
身体障害者	43	1	1	7	9	9	16
知的障害者	54	2	3	12	18	15	4
精神障害者	11	0	4	6	0	1	0
障害児	0	0	0	0	0	0	0

（２）サービス支給決定及び受給の状況

第２期計画期間におけるサービス支給決定の状況をみると､平成 21 年４月に 137 人だった支給決定者数が平成 23 年 10 月には 21 人(15%)増の 158 人となっています。

また、支給決定を受けてサービスを利用した人（受給者）は平成 23 年 10 月で 130 人となっており、２年間で 19 人（15%）増加しています。支給決定者数に対する割合(受給率)は平成 23 年 10 月が 81%で､平成 20 年 10 月以降は 80%を超えている状況です。

障害別にみると、平成 23 年 10 月現在、支給決定者、受給者、受給率とも知的障害者が最も多く､次いで身体障害者､精神障害者､障害児となっています。

なお、障害児が支給決定者 20 人に対し、受給者２人（受給率 10%）となっているのは、緊急時の短期入所利用のために支給決定するケースが多いことが主な要因となっています。

図表-2 支給決定者数の推移 【単位：人】

		平成21年4月	平成21年10月	平成22年4月	平成22年10月	平成23年4月	平成23年10月
全　体	支給決定	137	149	156	157	154	158
	受給者	111	119	124	123	130	130
身体障害者	支給決定	46	47	47	47	48	49
	受給者	43	45	44	43	45	45
知的障害者	支給決定	61	67	73	72	72	72
	受給者	55	63	67	67	69	69
精神障害者	支給決定	9	12	16	15	16	17
	受給者	8	9	10	11	13	14
障害児	支給決定	21	21	20	21	18	20
	受給者	5	2	3	2	3	2

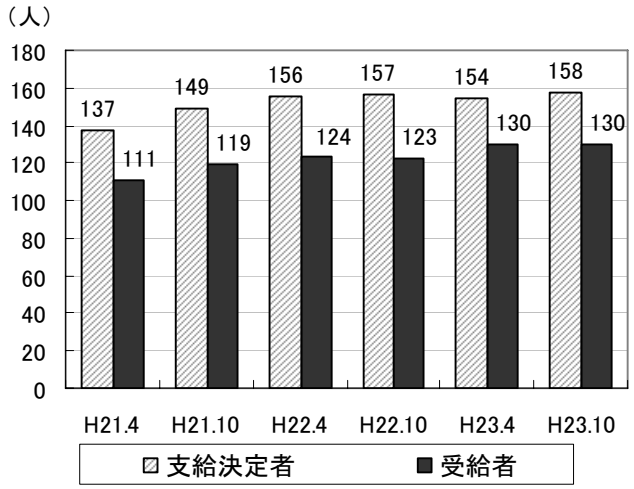

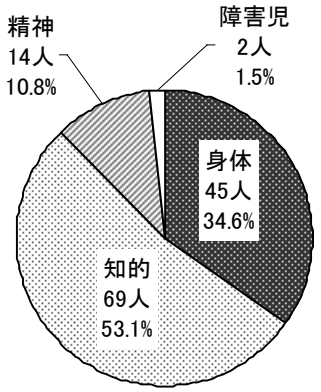

障害ごとの受給者数

（平成23年10月現在）

図表-3 受給者の障害程度区分（平成23年10月現在） 【単位：人】

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	全　体	区分なし	合　計
全　体	2	7	21	23	24	19	96	34	130
身体障害者	1	1	7	5	9	15	38	7	45
知的障害者	1	3	10	18	15	4	51	18	69
精神障害者	0	3	4	0	0	0	7	7	14
障害児	0	0	0	0	0	0	0	2	2

※「区分なし」は、旧体系サービス利用者、障害児、同行援護、訓練等給付（自立訓練､就労系サービス､グループホーム）利用者です。

2　障害福祉サービス

（１）訪問系サービス

平成 23 年 10 月における訪問系サービス利用者は 20 人で、そのうち居宅介護が 18 人、重度訪問介護が１人、同行援護が１人となっています。利用時間数は年々増加傾向にありましたが、平成 23 年度に重度訪問介護利用者が減により、平成 23 年 10 月実績で 594 時間となっていますが、市内には訪問系サービス事業所が１か所しかないためサービス提供体制は十分とはいえない状況です。

図表-4　訪問系サービスの利用状況

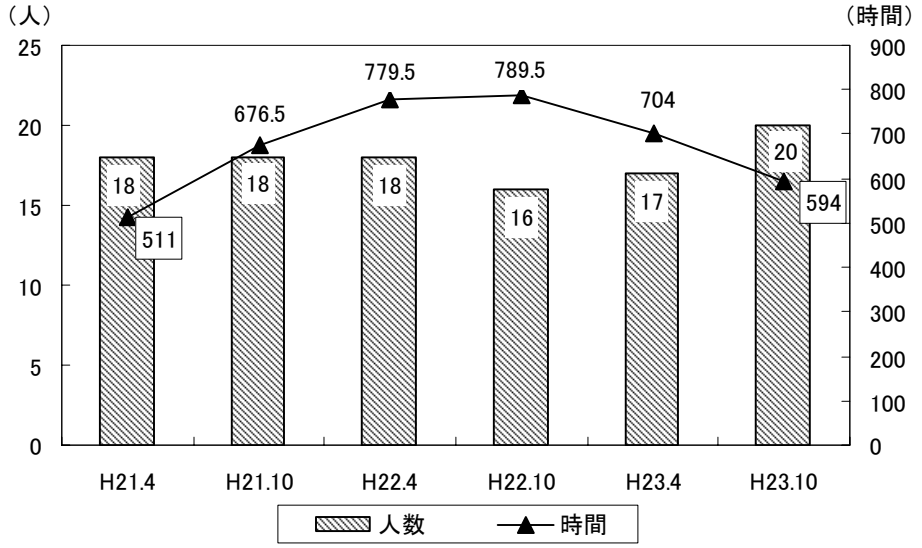

【単位：人/月、時間/月】

		平成 21 年 4 月	平成 21 年 10 月	平成 22 年 4 月	平成 22 年 10 月	平成 23 年 4 月	平成 23 年 10 月
全　　体	人数	18	18	18	16	17	20
	時間	511.0	676.5	779.5	789.5	704.0	594.0
居宅介護	人数	16	15	15	13	14	18
	時間	163.5	178.0	181.0	190.0	175.5	186.0
重度訪問介護	人数	2	3	3	3	3	1
	時間	347.5	498.5	498.5	599.5	528.5	402.0
行動援護	人数	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	人数	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
同行援護	人数	—	—	—	—	—	1
	時間	—	—	—	—	—	6.0

（２）日中活動系サービス

平成 23 年 10 月における日中活動系サービス利用者は 112 人で、利用日数は 2,059 日となっています。そのうち、生活介護（53 人、1,082 人日）と就労継続支援Ｂ型（30 人、542 人日）が主なサービスとなっており、この２つで全体の約８割を占めています。

生活介護については、平成 23 年 11 月に市内に事業所が開設され、隣接市では平成 24 年４月に旧体系サービスから移行する事業所もあるため提供体制が確保されつつある状況です。

自立訓練については、生活訓練の事業所が圏域内に１か所設置されていますが利用実績はなく、機能訓練、生活訓練ともに圏域外の事業所でそれぞれ２人の利用があります。

就労移行支援については、圏域内に３事業所（うち２事業所隣接市）が設置されていますが、圏域外に公共交通機関を利用して通所している利用者もあります。

就労継続支援Ａ型については、圏域内に４事業所（うち２事業所隣接市）設置され、就労継続支援Ｂ型は、圏域内に７事業所、うち市内に１事業所、隣接市に２事業所が設置されており、利用ニーズに応じたサービス提供が行われています。

療養介護については、圏域外の医療機関で、１人の利用があります。

児童デイサービスについては、平成 24 年度に圏域内に事業所が設置される予定です。

短期入所は、市内に事業所がないため利用実績は横ばいの状況です。

旧法通所施設サービスでは、知的障害者授産施設に３人の利用がありますが、平成 24 年度から新体系事業所へ移行します。

図表-5　日中活動系サービスの利用状況

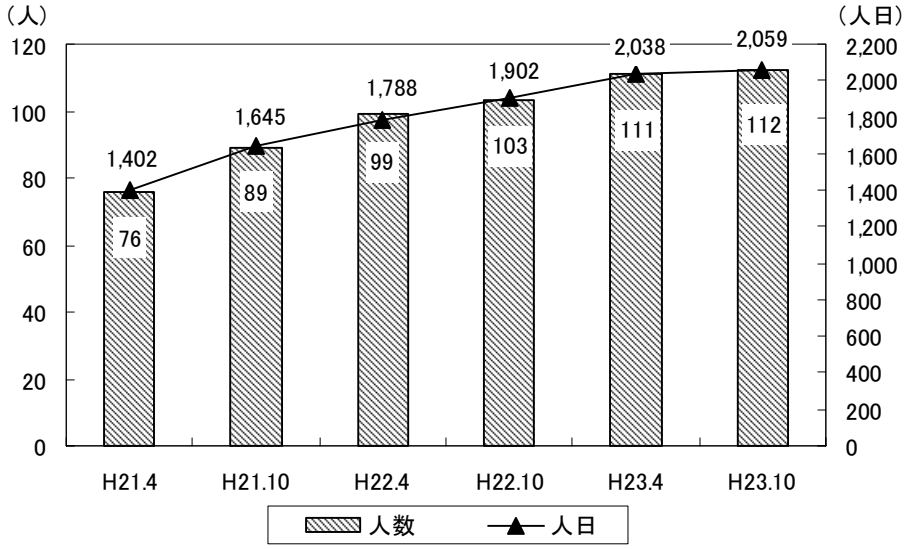

【単位：人/月、人日/月】

			平成21年4月	平成21年10月	平成22年4月	平成22年10月	平成23年4月	平成23年10月
全　　体		人数	76	89	99	103	111	112
		日数	1,402	1,645	1,788	1,902	2,038	2,059
生活介護		人数	38	39	43	49	53	53
		日数	765	785	852	976	1,046	1,082
自立訓練（機能訓練）		人数	2	2	2	2	3	2
		日数	42	42	42	42	62	40
自立訓練（生活訓練）		人数	1	1	1	1	1	2
		日数	22	23	22	23	22	41
就労移行支援		人数	3	4	5	3	3	4
		日数	56	80	66	63	63	72
就労継続支援Ａ型		人数	4	9	10	10	10	9
		日数	76	152	177	184	171	168
就労継続支援Ｂ型		人数	16	24	26	27	29	30
		日数	295	449	503	494	551	542
療養介護		人数	1	1	1	1	1	1
		日数	30	31	30	31	30	31
児童デイ		人数	0	0	0	0	0	0
		日数	0	0	0	0	0	0
短期入所		人数	7	6	8	7	8	8
		日数	34	31	33	31	33	34
旧体系	身体通所	人数	0	0	0	0	0	0
		日数	0	0	0	0	0	0
	知的通所	人数	4	3	3	3	3	3
		日数	82	52	63	58	60	49

（３）居住系サービス

平成 23 年 10 月における居住系サービス利用者は 62 人で、利用日数は 1,802 人日となっています。

施設入所支援利用者数が増加傾向にあり、地域移行は進んでいない状況です。

市内に入所施設は設置されておらず、圏域内では、主に身体障害者を対象とした入所施設が２事業所、主に知的障害者を対象とした施設が４事業所設置されます。

グループホーム・ケアホームについては、現在、市内に精神科病院に併設のグループホームと、主に知的障害者を対象としたグループホーム・ケアホーム併設型が１事業所あり、圏域外の事業所を含め８人の利用があります。

知的障害者通勤寮は圏域内に１事業所が設置され、１人が利用しています。

図表-6　居住系サービスの利用状況

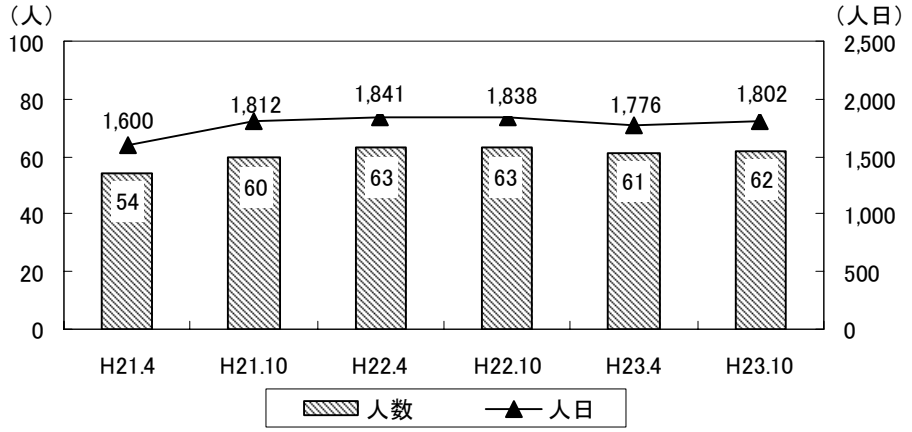

【単位：人/月、人日/月】

			平成 21 年 4 月	平成 21 年 10 月	平成 22 年 4 月	平成 22 年 10 月	平成 23 年 4 月	平成 23 年 10 月
全　体		人数	54	60	63	63	61	62
		日数	1,600	1,812	1,841	1,838	1,776	1,802
施設入所支援		人数	33	36	40	44	47	48
		日数	983	1,110	1,185	1,294	1,395	1,448
グループホーム		人数	3	3	3	3	3	3
		日数	90	93	90	93	84	66
ケアホーム		人数	1	4	4	5	5	5
		日数	30	89	93	112	131	104
旧体系	旧身体入所	人数	1	1	1	1	1	1
		日数	27	28	30	31	30	31
	旧知的入所	人数	15	15	14	9	5	4
		日数	440	461	413	277	136	122
	通勤寮	人数	1	1	1	1	0	1
		日数	30	31	30	31	0	31

3　地域生活支援事業

（１）必須事業

相談支援事業については、障害者相談支援事業を市直営で実施するとともに、機能強化事業として「加東市障害者生活支援センター」を設置し、医療法人に委託して運営しています。

コミュニケーション支援事業では、手話通訳者派遣事業を行っています。

移動支援事業は平成 23 年度から加東市訪問介護事業所を含め７事業所がサービスを提供されています。

地域活動支援センターは、市内にⅢ型が５か所設置され、55 人が利用しています。また、市外に設置されている地域活動センターの２か所が利用されています。

図表-7　地域生活支援事業（必須事業）の実施状況　（年間）

事　　業		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
障害者相談支援事業	－	－	－	－
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
コミュニケーション支援事業	－	－	－	－
手話通訳者派遣事業	利用者数	6	5	5
	延べ件数	144	86	110
日常生活用具給付等事業	延べ件数	490	483	495
介護訓練支援用具	延べ件数	3	2	3
自立生活支援用具	延べ件数	7	6	7
在宅療養等支援用具	延べ件数	3	1	2
情報・意思疎通支援用具	延べ件数	3	5	6
排せつ管理支援用具	延べ件数	470	464	474
住宅改修費	延べ件数	4	5	3
移動支援事業	利用者数	13	10	17
	延べ時間	1,576	1,203	669
地域活動支援センター	－	－	－	－
市　内	実施か所	4	5	5
	実人数	57	54	55
Ⅰ型	実施か所	0	0	0
Ⅱ型	実施か所	0	0	0
Ⅲ型	実施か所	4	5	5
市　外	実施か所	1	1	2
	実人数	1	2	3
Ⅰ型	実施か所	0	0	0
Ⅱ型	実施か所	0	0	0
Ⅲ型	実施か所	1	1	2

（２）任意事業

本市では、福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、更生訓練費給付事業、日中一時支援事業（日中預かり、障害児タイムケア事業）、生活支援事業（知的障害者自立生活訓練事業、精神障害者デイケア事業、知的障害者本人活動支援事業、精神障害者ボランティア活動支援事業）、社会参加促進事業（スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、自動車運転免許取得・改造費助成、手話通訳者等養成研修）を任意事業として実施しています。

図表-8　地域生活支援事業（任意事業）の実施状況　（年間）

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
福祉ホーム事業	実施か所	0	1	1
	実人数	0	1	1
訪問入浴サービス事業	実人数	4	4	4
	延べ回数	164	150	152
更生訓練費給付事業	給付者数	3	1	4
日中一時支援事業	－	－	－	－
日中預かり	実人数	9	7	5
	延べ回数	334	190	115
障害児タイムケア事業	実施か所	1	1	1
	実人数	5	12	13
生活支援事業	－	－	－	－
知的障害者自立生活訓練事業	実施か所	1	1	1
精神障害者デイケア事業	実施か所	1	1	1
知的障害者本人活動支援事業	実施か所	1	1	1
精神障害者ボランティア活動支援事業	実施か所	1	1	1
社会参加促進事業	－	－	－	－
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施回数	2	2	2
	参加人数	210	198	203
自動車運転免許取得・改造費助成	件数	5	2	2
手話通訳者等養成研修	件数	1	2	2

第２章　地域生活または一般就労への移行の数値目標

１　施設入所利用者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行を進めるため、その実現に向けて国・県が示す基本指針に基づき平成 26 年度における数値目標を設定します。

目標値については、第１期計画の策定に際して示した数値を踏襲することとし、また、第１期計画からの継続性を確保するため、目標の起点は第１期計画策定時とすることが指針として示されています。

しかしながら、本市においては、第１期計画策定直後の平成 19 年４月に隣接市の身体障害者療護施設が増床したため、第２期計画では県が示す基本指針による算出にあたっては、この特殊要因を踏まえて基準値を設定しています。第３期計画の基準値の設定においても同様に取り扱うこととします。

■県が示す基本指針

平成 26 年度末までに、平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者の 16.5%以上が地域生活に移行することをめざすとともに、平成 26 年度末時点の施設入所者数を 8%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じた目標を設定する。

第２期計画では、第１期計画策定時の入所者数 48 人、地域生活移行人数５人、目標年度入所者数を 46 人としていましたが、平成 23 年 10 月時点の地域生活移行人数は６人、施設入所者は 55 人となっています。

第３期計画では、第２期計画と同様に 48 人を基準値とし、地域生活移行人数を 10 人、平成 26 年度末における入所者数を 55 人とし、現状維持とすることを目標とします。

項　　目	数値	考　え　方
第１期計画策定時入所者数（A）	48 人	平成 17 年 10 月 1 日の入所者 43 人＋特殊要因として 5 名
目標年度入所者数（B）	55 人	平成 26 年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】地域生活移行人数（C）	10 人	第１期計画策定時点からの施設入所から地域（グループホーム・ケアホーム等含む）への移行見込み
	20.8%	移行割合（C/A）
【目標値】削減見込み	▲7 人	第１期計画策定時点から平成 26 年度末までの施設入所者の削減数（A-B）

※第３期計画より、これまで基準値、目標値から除外されていた旧身体障害者更生施設等を算入しています。

【目標達成に向けた取り組み】

第３期計画期間においても引き続き施設入所者及び出身世帯の意向を把握し、施設から地域生活への移行を希望する者について、加東市障害者生活支援センターを軸に施設・出身世帯と調整を図りながらサービスの調整、確保を図りつつ、施設退所及び退所後の生活に対する支援を行っていきます。

２　福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、その実現に向けて基本指針に基づき平成 26 年度における数値目標を設定します。

> ■国・県が示す基本指針
>
> 平成 17 年 10 月時点の一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、平成 26 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。

第２期計画においては目標値を２人と設定していましたが、平成 23 年 10 月現在１名が一般就労へ移行しています。近隣市において就労支援事業所が開設されたことなどから、毎年１、２人が一般就労しています。平成 26 年度の目標値の設定においては、昨今の厳しい経済情勢を踏まえ２人とします。

項　　目	数値	考　え　方
第 1 期策定時の年間移行者数	1 人	平成 17 年度の移行実績
現在（平成 23 年 10 月）	1 人	平成 23 年度の移行実績
【目標値】 平成 26 年度の年間移行者数	2 人	

【目標達成に向けた取り組み】

これまで北播磨圏域内において、北播磨地域障害者雇用・就業支援ネットワーク会議が定期的に開催されてきましたが、これを平成 23 年度より北播磨地域障害者(児)地域自立支援協議会の就労支援部会として再編し、各関係機関のネットワークの構築、連携強化を図りつつある状況です。今後も北播磨障害者就業・生活支援センター、ハローワークとの連携を進めながら、障害のある人の就労を支援していきます。

なお、特別支援学校等卒業生を含めた障害のある人の就労支援をより一層推進していくため、学校、加東市障害者生活支援センター、市の連携を強化します。

また、特別支援学校の職場実習については、引き続き市役所等において積極的に受け入れを行います。

＜障害のある人の就労に向けての支援の仕組み＞

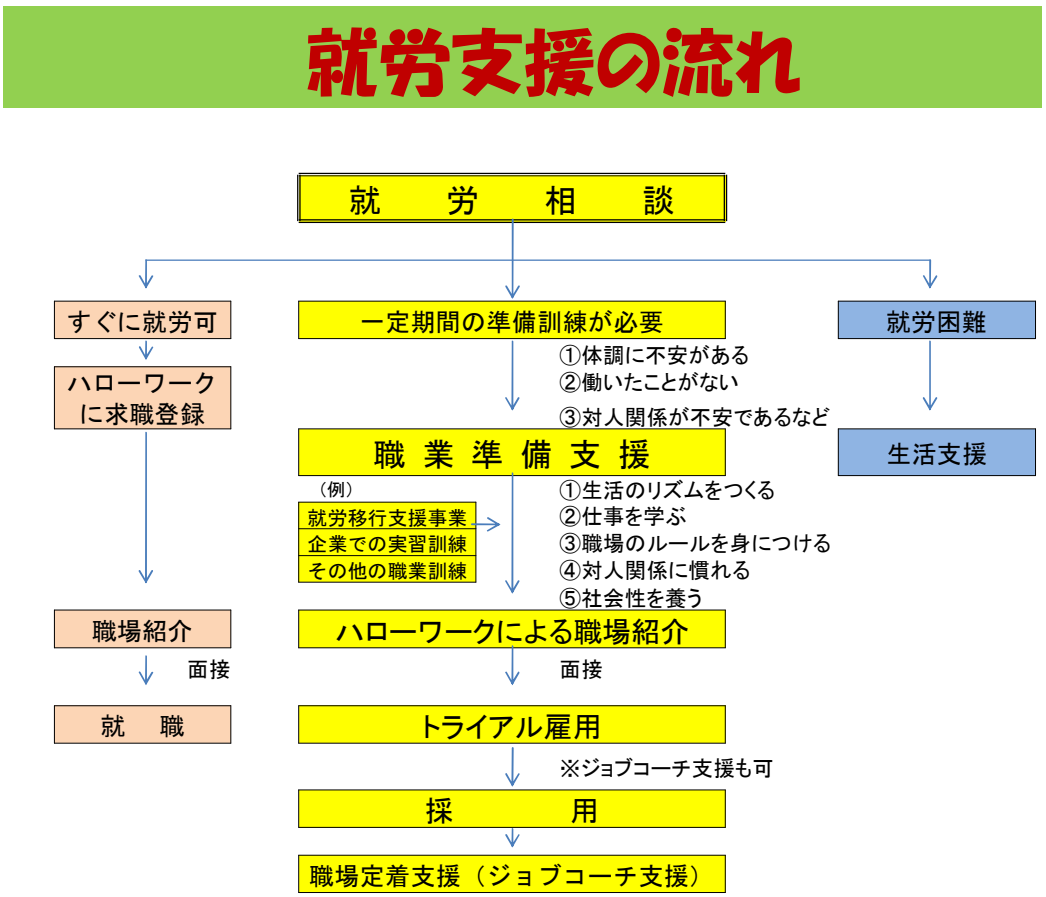

＜資料提供：北播磨障害者就業・生活支援センター＞

＜就労相談の窓口＞

① 一般就労（一般企業などへの福祉枠での就労）
　ハローワーク西脇、北播磨就業・生活支援センター

② 福祉的就労（福祉サービスを利用した就労）
　ハローワーク西脇、北播磨就業・生活支援センター、加東市障害者生活支援センター、加東市社会福祉課

第３章　障害福祉サービスの見込み

１　訪問系サービス

（１）訪問系サービスの見込み

①居宅介護･重度訪問介護･同行援護･行動援護･重度障害者等包括支援について

＜居宅介護＞

居宅介護とは、障害のある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。

＜重度訪問介護＞

重度訪問介護とは、重度の肢体不自由者で常時介助を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか外出時における移動中の介護を行います。

＜同行援護＞

同行援護とは、重度の視覚障害者(児)に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。(平成 23 年 10 月創設)

＜行動援護＞

行動援護とは、知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

＜重度障害者等包括支援＞

重度障害者等包括支援とは、障害程度区分６（児童については区分３相当）で意思の疎通に著しい困難をともなう人に対して、居宅介護などの複数サービスを包括的に行います。

【サービス見込み量】

新たに創設された同行援護の利用と居宅介護等の利用ニーズを勘案し、平成 26 年度で 25 人、880 時間の利用を見込みます。

【単位：人/月、時間/月】

		第２期			第３期		
		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数	19	17	17	21	23	25
	利用時間	690.0	768.3	650.0	830.0	870.0	880.0

※平成 21、22 年度は実績、平成 23～26 年度は見込みの数値です。

（２）訪問系サービスにおける見込み量の確保の方策

現在、市内１か所の事業所に加え、市外６事業所によりサービスが提供されています。今後の地域生活への移行促進等を踏まえ、サービス提供体制を充実させるため市内及び圏域内において事業所の新規参入を働きかけるとともに、市内介護保険サービス事業所に対し障害福祉サービスへの参入を促すことで、利用ニーズに応じてサービスを受けることができる提供体制の確保に努めます。

２　日中活動系サービス

（１）日中活動系サービスの見込み

①生活介護について

生活介護とは、常時介護が必要であり、障害程度区分３以上である人及び 50 歳以上で障害程度区分が２以上である人に対して、日中に入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【サービス見込み量】

施設の新体系への移行に伴い、本サービスの利用量も増加してきています。平成 23 年 11 月に市内に事業所が開設されたこと、平成 24 年３月末をもって全ての旧体系施設が新体系へ移行すること等を勘案し、平成 26 年度で 70 人（うち通所 18 人）、1,351 人日/月の利用を見込みます。

【単位：人/月、人日/月】

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
生活介護	利用者数	41(11)	49(11)	58(10)	65(16)	68(17)	70(18)
	利用日数	786	953	1,160	1,254	1,312	1,351

※（ ）内の数値は、利用者数のうち通所者の人数を示しています。
※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）について

＜機能訓練＞

機能訓練とは、生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

＜生活訓練＞

生活訓練とは、生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス見込み量】

機能訓練については、現在２人の利用があり、平成26年度で２人、36人日/月の利用を見込みます。

生活訓練については、現在２人の利用があり、平成26年度で２人、40人日/月の利用を見込みます。

【単位：人/月、人日/月】

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
機能訓練	利用者数	2	2	2	2	2	2
	利用日数	33	31	36	36	36	36
生活訓練	利用者数	1	1	2	2	2	2
	利用日数	23	15	40	40	40	40

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

③就労移行支援について

就労移行支援とは、一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる 65 歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

【サービス見込み量】

現在、３人の利用があります。各年度において特別支援学校の卒業生等の利用等を勘案し、平成 26 年度で４人、80 人日/月の利用を見込みます。

【単位：人/月、人日/月】

		第 2 期			第 3 期		
		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
就労移行支援	利用者数	4	3	3	3	4	4
	利用日数	70	64	60	60	80	80

※平成 21、22 年度は実績、平成 23～26 年度は見込みの数値です。

④就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）について

＜Ａ型＞

就労継続支援Ａ型とは、就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

＜Ｂ型＞

就労継続支援Ｂ型とは、企業などや就労継続支援Ａ型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援Ａ型の雇用に結びつかなかった人、50 歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス見込み量】

就労継続支援Ａ型については、現在 11 人の利用があります。平成 26 年度で 13 人、234 人日/月の利用を見込みます。

就労継続支援Ｂ型については、近隣市において事業所が開設されたことと旧体系施設の新体系への移行に伴う利用量の増加と併せて、就労移行支援からの移行者の利用等を勘案し、平成 26 年度で 31 人、558 人日/月の利用を見込みます。

【単位：人/月、人日/月】

		第２期			第３期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
就労継続支援Ａ型	利用者数	8	10	11	12	13	13
	利用日数	133	181	198	216	234	234
就労継続支援Ｂ型	利用者数	24(4)	27(1)	28(1)	29(1)	30(1)	31(1)
	利用日数	420	484	504	522	540	558

※（ ）内の数値は、利用者数のうち入所者の人数を示しています。

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

⑤療養介護について

療養介護とは、病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障害程度区分６で、気管切開をともなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害程度区分５以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

【サービス見込み量】

現在、１人の利用があります。第３期計画においては児童福祉法の改正による18歳以上の障害児施設入所者の移行により、平成26年度で４人の利用を見込みます。

【単位：人/月】

		第２期			第３期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
療養介護	利用者数	1	1	1	4	4	4

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

⑥児童デイサービス（児童発達支援、放課後等デイサービス）について

児童デイサービス（児童発達支援、放課後等デイサービス）とは、療育指導が必要と判断した児童を対象に、日常生活における基本的な動作を取得し、集団生活に適応できるよう、当該児童の身体及び精神の状況や環境に応じて適切な訓練を行います。なお、本サービスについては平成24年４月より、未就学児は児童発達支援、学齢児は放課後等デイサービスに移行されます。

【サービス見込み量】

本サービスは、これまで圏域内に事業所がありませんでしたが、平成 24 年度に近隣市に事業所が開設されること、障害児支援が強化されることから、児童発達支援については平成 26 年度で 15 人、45 人日/月、放課後等デイサービスについては平成 26 年度で１人、３人日/月の利用を見込みます。

【単位：人/月、人日/月】

		第 2 期			第 3 期		
		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
児童デイサービス	利用者数	0	0	0	—	—	—
	利用日数	0	0	0	—	—	—
児童発達支援	利用者数	—	—	—	10	12	15
	利用日数	—	—	—	35	40	45
放課後等デイサービス	利用者数	—	—	—	0	1	1
	利用日数	—	—	—	0	3	3

※平成 21、22 年度は実績、平成 23～26 年度は見込みの数値です。

⑦短期入所について

短期入所とは、居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【サービス見込み量】

現在、７人程度の利用実績があります。アンケート調査では、手帳所持者の約３割が今後利用したいサービスとして選択していることから、平成 26 年度で 15 人、75 人日/月の利用を見込みます。

【単位：人/月、人日/月】

		第 2 期			第 3 期		
		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
短期入所	利用者数	7	7	7	9	12	15
	利用日数	34	32	32	45	60	75

※平成 21、22 年度は実績、平成 23～26 年度は見込みの数値です。

（２）日中活動系サービスにおける見込み量の確保の方策

日中活動系サービスの利用量の増加については、主に施設の新体系への移行に伴う増加と、特別支援学校卒業生等による利用ニーズの増加が考えられます。

利用者ニーズの増加に対しては、平成 23 年度に市内外に事業所が開設されたことから、現行の体制で平成 26 年度末までのサービス見込み量に対応できると考えますが、今後、入所施設の新規開設が見込めないことから、通所によるサービス提供を確保するため、必要に応じ圏域においてその整備を協議していくこととします。

３　居住系サービス

（１）居住系サービスの見込み量

①共同生活援助・共同生活介護について

＜共同生活援助（グループホーム）＞

共同生活援助（グループホーム）とは、就労し、または就労継続支援などの日中活動を利用している知的障害・精神障害のある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。

＜共同生活介護（ケアホーム）＞

共同生活介護（ケアホーム）とは、生活介護や就労継続支援などの日中活動を利用している知的障害･精神障害のある人で、日常生活上の援助を必要とし、障害程度区分２以上である人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。

【サービス見込み量】

現在、共同生活援助（グループホーム）については３人、共同生活介護（ケアホーム）については５人の利用があります。

平成 24 年４月から市内事業所が増室の予定であることから、平成 26 年度で共同生活援助（グループホーム）は４人、共同生活介護（ケアホーム）は７人の利用を見込みます。

【単位：人/月】

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
共同生活援助（GH）	利用者数	3	3	3	4	4	4
共同生活介護（CH）	利用者数	3	5	5	7	7	7

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

②施設入所支援について

施設入所支援とは、自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【サービス見込み量】

現在、49 人の利用があります。これに旧体系施設入所者を加え、平成 23 年度末の利用者は55人を見込みます。

第３期計画では、自立訓練等のための入所者の退所は見込まれますが、待機者数等を勘案し、平成26年度で55人を見込みます。

なお、児童福祉法改正により地域移行における目標数値の対象とならない18歳以上の児童施設入所者については、目標数値対象外利用者として計上しています。

【単位：人/月】

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
目標数値対象	利用者数	37	42	55	55	55	55
目標数値対象外	利用者数	—	—	—	1	1	1
合　　計	利用者数	37	42	55	56	56	56

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

（２）居住系サービスにおける見込み量の確保の方策

現行の障害者福祉の施策は、基本的な方向性において地域への移行を推進していますが、加東市では施設入所者が増加の傾向にあります。本計画においては施設入所者の削減目標（P88参照）については現状維持を目標としています。

なお、グループホーム、ケアホームについては、市内の併設型事業所が平成24年度に増室を予定しており、施設入所者の地域移行の推進が求められるなかで、施設からの移行の受け皿となることが期待されます。

4　相談支援

（１）相談支援の見込み

①相談支援について

＜計画相談支援＞

計画相談支援とは、市が指定する特定相談支援事業者が介護給付費等の支給決定等について、サービス等利用計画案を作成します。市はこの計画案を勘案し支給決定を行います。また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が、少なくとも年１回は継続サービス利用支援（モニタリング）を行いサービスが適当かを検討します。

＜地域移行支援＞

地域移行支援とは、障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

＜地域定着支援＞

地域定着支援とは、居宅で一人暮らしをしている障害者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

【サービス見込み量】

サービス等利用計画の対象者の大幅な拡大、地域相談支援の創設を踏まえ、相談支援の提供体制の量的拡大が必要となります。市内には相談支援事業所が１か所であることからサービス供給体制が課題となりますが、平成26年度で計画相談支援40人、地域移行支援２人、地域定着支援４人の利用を見込みます。

【単位：人/月】

		第２期			第３期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
（サービス利用計画作成）計画相談支援	利用者数	0	0	0	10	25	40
地域移行支援	利用者数	—	—	—	1	2	2
地域定着支援	利用者数	—	—	—	3	4	4

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

（２）相談支援における見込み量の確保の方策

市の委託により運営している加東市障害者生活支援センター等がサービスを提供します。

なお、計画相談支援については原則として平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までの３年間で全てのサービス利用者に対し実施できるよう努めます。これに対応するため、特定相談支援事業者を市が指定することで、サービス提供体制の確保に努めます。

第４章　地域生活支援事業の見込み

１　必須事業

①相談支援事業について

＜障害者(児)相談支援事業＞

障害者(児)相談支援事業とは、３障害（身体・知的・精神）の就労、生活支援などの問題について相談に応じるとともに必要な情報の提供及び助言等の支援を行います。

＜地域自立支援協議会＞

地域自立支援協議会とは、障害のある人の就労、生活支援をはじめとする地域の総合的なシステムとネットワークづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場です。市では北播磨圏域の６市町と事業所等で構成する北播磨障害者(児)地域自立支援協議会に参加し協議を行っています。

＜市町村相談支援機能強化事業等＞

市町村相談支援機能強化事業等とは、一般的な相談支援事業に加え、専門職員を配置し、困難ケースへの対応や成年後見制度の利用支援等を行うことにより、相談支援の充実強化を行います。

＜基幹相談支援センター＞

基幹相談支援センターとは、３障害（身体・知的・精神）の相談を総合的に行うとともに、地域の相談支援の拠点として、相談支援事業者間の連絡調整、関係機関の連携の支援を行います。

【サービス見込み量及び確保策】

第２期計画期間に引き続き、障害者相談支援事業については市が対応するとともに、機能強化事業として加東市障害者生活支援センターの運営を医療法人に委託することで、３障害及び発達障害に対応した専門的な相談支援に応じるほか、精神障害者を対象としたデイケア事業や生活技能訓練を行います。

また、相談支援事業については平成 24 年度から市が特定相談支援事業者を指定できることから、相談支援体制の充実を図っていきます。

（年間）

		第２期			第３期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
障害者(児)相談支援事業	実施か所	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター	設置の有無	―	―	―	無	無	無

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

②成年後見制度利用支援事業について

成年後見制度利用支援事業とは、障害などの理由で判断能力が十分でない人の権利と財産を守り、支援する制度の利用のための支援を行います。

これまで相談支援事業として実施されてきましたが、平成24年４月から必須事業となります。

【サービス見込み量及び確保策】

成年後見制度利用支援事業を必要とする障害者の把握や、関係機関の連携を強化することで成年後見制度利用支援体制の充実を図ります。

（年間）

		第２期			第３期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	利用者数	―	―	―	0	1	1

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

③コミュニケーション支援事業について

コミュニケーション支援事業とは、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

【サービス見込み量及び確保策】

手話通訳者派遣事業については、社会福祉協議会に委託し、現在５人にサービス提供していますが、登録手話通訳者が少なく、ニーズに応えるだけの派遣体制が十分とはいえない状況です。また、平成 21 年度から要約筆記者派遣事業も実施していますが同様の状況です。このため、第３期計画期間においても引き続き重点的に手話通訳者及び要約筆記者の確保を図り、利用ニーズに応じたサービス提供体制の確立を目指すとともに、手話通訳者及び要約筆記者の技術の維持、向上のための研修への参加を支援します。

（年間）

		第 2 期			第 3 期		
		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数	6	5	5	5	6	6
	延べ件数	144	86	110	120	132	132
手話通訳者派遣事業	利用者数	6	5	5	5	5	5
	延べ件数	144	86	110	120	130	130
要約筆記者派遣事業	利用者数	0	0	0	0	1	1
	延べ件数	0	0	0	0	2	2

※平成 21、22 年度は実績、平成 23～26 年度は見込みの数値です。

④日常生活用具給付等事業について

日常生活用具給付等事業とは、重度障害者(児)の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

【サービス見込み量及び確保策】

第２期計画期間の実績の伸びを考慮し、平成 26 年度で 544 件の給付を見込んでいます。給付見込みを踏まえつつ、必要なサービスの提供に努めます。

（年間）

		第 2 期			第 3 期		
		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
日常生活用具給付等事業	延べ件数	490	483	495	511	527	544
介護訓練支援用具	延べ件数	3	2	3	3	3	3
自立生活支援用具	延べ件数	7	6	7	7	7	7
在宅療養等支援用具	延べ件数	3	1	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	延べ件数	3	5	6	6	6	6
排せつ管理支援用具	延べ件数	470	464	474	489	505	522
住宅改修費	延べ件数	4	5	3	4	4	4

※平成 21、22 年度は実績、平成 23～26 年度は見込みの数値です。

⑤移動支援事業について

移動支援事業とは、屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

【サービス見込み量及び確保策】

第２期計画期間では、障害児タイムケア事業を開始したことから実績が減少しています。また、平成 23 年 10 月から同行援護が創設され、これまで移動支援の主な利用者であった重度視覚障害者が対象外となることを考慮し、平成 26 年度で 13 人、延べ 650 時間の利用を見込んでいます。現在、５事業所がサービス提供していますが、利用ニーズに応じた安定したサービスを提供するためにも新規参入を事業所に働きかけていきます。

（年間）

		第２期			第３期		
		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
移動支援事業	利用者数	13	10	17	13	13	13
	延べ時間	1,576	1,203	669	600	600	650

※平成 21、22 年度は実績、平成 23～26 年度は見込みの数値です。

⑥地域活動支援センター事業について

＜Ⅰ型＞

地域活動支援センター（Ⅰ型）とは、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。

＜Ⅱ型＞

地域活動支援センター（Ⅱ型）とは、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

＜Ⅲ型＞

地域活動支援センター（Ⅲ型）とは、利用者 10 人以上、概ね５年以上の実績、法人格等の要件を満たす小規模作業所等です。

【サービス見込み量及び確保策】

現在、市内には５か所の地域活動支援センターが設置されており、Ⅲ型にてサービス提供されているほか、市外のセンターに通所している人が３人います。

今後の利用ニーズ、各地域活動支援センターの定員等を勘案し、平成 26 年度では７か所（うち市内５か所、市外２か所）で実施し、58 人（うち市内 55 人、市外３人）の利用を見込みます。

（年間）

			第２期			第３期		
			H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
地域活動支援センター（全　体）		実施か所	5	6	7	7	7	7
		実人数	58	56	58	58	58	58
	Ⅰ型	実施か所	0	0	0	0	0	0
	Ⅱ型	実施か所	0	0	0	0	0	0
	Ⅲ型	実施か所	5	6	7	7	7	7
内訳	市　内	実施か所	4	5	5	5	5	5
		実人数	57	54	55	55	55	55
	Ⅰ型	実施か所	0	0	0	0	0	0
	Ⅱ型	実施か所	0	0	0	0	0	0
	Ⅲ型	実施か所	4	5	5	5	5	5
	市　外	実施か所	1	1	2	2	2	2
		実人数	1	2	3	3	3	3
	Ⅰ型	実施か所	0	0	0	0	0	0
	Ⅱ型	実施か所	0	0	0	0	0	0
	Ⅲ型	実施か所	1	2	2	2	2	2

※平成 21、22 年度は実績、平成 23～26 年度は見込みの数値です。

2　任意事業

①福祉ホーム事業について

福祉ホーム事業とは、常時の介護・医療を必要としない障害のある人で、単独で生活する力はあるが家庭環境等の事由で住居の確保が困難な方に居室を提供する事業所の運営の補助を行います。

【サービス見込み量及び確保策】

現在、１事業所に対し助成しています。引き続き利用が見込まれるため、平成 26 年度で１事業所の助成を見込みます。

（年間）

		第 2 期			第 3 期		
		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
福祉ホーム事業	事業所数	0	1	1	1	1	1

※平成 21、22 年度は実績、平成 23～26 年度は見込みの数値です。

②訪問入浴サービス事業について

訪問入浴サービス事業とは、身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を行います。

【サービス見込み量及び確保策】

現在、４人の利用がありますが利用者の介護保険制度への移行などを考慮し、平成 26 年度で３人、140 回の利用を見込みます。（福）社会福祉協議会に委託して実施することによりサービス提供体制を確保します。

（年間）

		第 2 期			第 3 期		
		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
訪問入浴サービス事業	実人数	4	4	4	3	3	3
	延べ回数	164	150	152	120	130	140

※平成 21、22 年度は実績、平成 23～26 年度は見込みの数値です。

③更生訓練費給付事業について

更生訓練費給付事業とは、就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している障害のある人に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を行います。

【サービス見込み量及び確保策】

現在、４人に給付しています。第２期計画での実績を踏まえ、平成 26 年度で３人の給付を見込みます。

（年間）

		第 2 期			第 3 期		
		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
更生訓練費給付事業	給付者数	3	1	4	3	3	3

※平成 21、22 年度は実績、平成 23～26 年度は見込みの数値です。

④日中一時支援事業について

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者(児)について、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を支援するとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ることを目的として実施します。

なお、市内にはこれらのサービスを提供する事業所がないことから、平成 21 年度から障害児タイムケア事業を市直営で実施しています。将来的には事業所への委託、法定サービスへの移行についても検討していきます。

【サービス見込み量及び確保策】

日中預かりの利用については、平成 21 年度より中高生を対象とした「障害児タイムケア事業」を実施したことから減少傾向にあります。今後とも利用ニーズの把握に努め、サービス提供体制の充実を図ります。

（年間）

		第 2 期			第 3 期		
		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
日中預かり	実人数	9	7	5	5	5	5
	延べ回数	334	190	115	120	120	120
障害児タイムケア	実施か所	1	1	1	1	1	1
	実人数	5	12	13	13	14	14

※平成 21、22 年度は実績、平成 23～26 年度は見込みの数値です。

※障害児タイムケア事業…身体障害者手帳及び療育手帳を所持する障害児を対象に、放課後及び長期休業中の日中の活動の場を確保する事業

⑤生活支援事業について

＜知的障害者自立生活訓練事業＞

知的障害者自立生活訓練事業とは、在宅の知的障害者を対象として、家庭や地域での自立した生活ができるよう、宿泊による生活訓練を行います。

＜精神障害者デイケア事業＞

精神障害者デイケア事業とは、回復途上にある精神障害者に対して、家族及び社会生活について望ましい適応性を保てるように配慮し、レクリエーションや創作活動を通して社会性を養い、仲間づくりの場となり、地域での生活をより豊かに過ごすための事業を行います。

＜知的障害者本人活動支援事業＞

知的障害者本人活動支援事業とは、知的障害者が自分たちの権利や自立のために社会に働きかける活動の支援を行います。

＜精神障害者ボランティア活動支援事業＞

精神障害者ボランティア活動支援事業とは、精神障害者に対するボランティア活動の支援を行います。

【サービス見込み量及び確保策】

精神障害者デイケア事業は、加東市障害者生活支援センターの事業の１つとして実施しており、平成 22 年度からは必要とされる人に送迎サービスを行うことで、利用者が参加しやすい環境を整えています。

知的障害者本人活動支援事業については、今後も手をつなぐ育成会に委託し、当事者の自主性を育てる事業として支援していきます。

精神障害者ボランティア活動支援事業は、ヘルパーや相談員とは違った立場で活動していただくボランティアの存在を貴重な地域資源としてとらえ、その支援を継続します。

なお、知的障害者自立生活訓練事業については市内事業所が平成 23 年度末をもって事業所を閉鎖する予定のため第３期計画においては実施を見込みません。

（年間）

		第 2 期			第 3 期		
		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
知的障害者自立生活訓練事業	実施か所	1	1	1	0	0	0
精神障害者デイケア事業	実施か所	1	1	1	1	1	1
知的障害者本人活動支援事業	実施か所	1	1	1	1	1	1
精神障害者ボランティア活動支援事業	実施か所	1	1	1	1	1	1

※平成 21、22 年度は実績、平成 23～26 年度は見込みの数値です。

⑥社会参加促進事業について

＜スポーツ・レクリエーション教室開催等事業＞

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業とは、障害者団体等が開催するスポーツ教室やレクリエーション事業に対する支援を行います。

＜自動車運転免許取得・改造費助成＞

自動車運転免許取得・改造費助成とは、身体障害者の就労等を目的とした自動車運転免許の取得や、自らが運転するために行う操行・駆動装置（ブレーキ・アクセルなど）の改造費の一部の助成を行います。

＜手話通訳者等養成研修＞

手話通訳者等養成研修とは、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者等を養成するための講座を開催し、聴覚障害者の社会参加のための支援者の充実を図るものです。講座の開催については、他市町との共催を含め（福）社会福祉協議会等に委託しています。

【サービス見込み量及び確保策】

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については、身体障害者福祉協議会などに委託し、障害のある人が主体となって企画するスポーツ教室や加東市ふれあいパラリンピックの開催を支援し、障害のある人の社会参加を促進します。

自動車運転免許取得・改造費助成については、利用ニーズを勘案しながら必要なサービス提供に努め、社会参加を促進します。

（年間）

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	開催回数	2	2	2	2	2	2
	参加人数	210	198	203	180	180	180
自動車運転免許取得・改造費助成	件数	5	2	2	2	2	2
手話通訳者等養成研修	件数	1	2	2	3	3	2

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。